

『春の全国交通安全運動』が始まります！

4月6日(木)から15日(土)まで「春の全国交通安全運動」が展開されます。当協議会では、児童・生徒の登下校時の交通事故防止のため、この運動期間中に地域のみなさんや各種団体の方々のご協力をいただき、登校時通学路での交通ルールとマナー指導、走行車両へのスピードダウンの呼びかけを行って交通安全に対する意識の高揚を図ってまいります。

皆さんの参加・ご協力をお願いします

■登校時街頭指導・啓発

『新入学(園)期の交通安全運動』

○実施期間

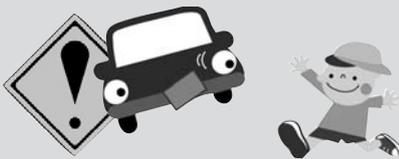
4月6日(木)～14日(金)
(土・日曜日を除く7日間)

○実施時間

登校時 7時30分～8時15分
(夕張太地区 7時20分～8時)

○実施場所

通学路主要交差点11箇所



■4月6日(木)は旗の波

国道337号線(南15線)を往来する車両に対してスピードダウン・安全運転を呼びかけます。

○日時

4月6日(木) 8時30分～
(30分程度)

○場所

中央公園前(国道337号歩道)



■夜はひときわ危険！

夜の外出は光らせて安心！

ストラップ式の夜光反射材を配布します。(1人2個まで)

○配布期間

4月6日(木)より
(なくなり次第終了)

○配布場所 住民課環境交通G



「南幌町債権管理条例」を施行します

～財源と町民負担の公平性を確保～

税務課収納対策G

町の債権管理の一層の適正化を図り、町民負担の公平性および財政の健全化を確保することを目的に、4月1日から「南幌町債権管理条例」を施行します。

■条例の主な内容

○町が取り扱うすべての債権（金銭債権）を対象とします。

- 町税・国民健康保険税・・・滞納処分により強制徴収できる債権
- 強制徴収公債権・・・地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権（介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、保育料など）
- 非強制徴収公債権・・・強制徴収公債権以外で裁判手続きによる強制徴収が必要な債権（学童保育料、公共施設使用料など）
- 私債権・・・契約などに基づいて発生し、裁判手続きによる強制徴収が必要な債権（給食費、公営住宅使用料、病院診療費など）

○納付がない場合、未納の状況に応じて、督促状の送付や財産の差し押さえ、裁判手続きによる強制徴収などを行います。

○納期までに納付が困難な場合には、納付指導により徴収の停止や履行期限の延長などを行います。

■施行により期待される効果

○規定の明確化による、滞納債権の回収の強化

○所管課間の滞納者情報の共有による、効果的な納付指導や徴収

■納付までに納付が困難な場合は、すみやかに納付相談を

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、すみやかに各担当課若しくは税務課収納対策Gにご相談ください。

南幌町子育て世代住宅建築助成事業

平成29年度分受付を開始します！

町では、昨年度に引き続き子育て世代のマイホームづくりを応援するため、「南幌町子育て世代住宅建築助成事業」を実施します。

助成対象となる方は、中学生以下のお子様がいる世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯で、転入者は最大200万円、すでに南幌町民の方は最大100万円の住宅建築費を助成します。

また、北海道住宅供給公社が販売を行っている「南幌ニュータウンみどり野」の宅地を購入される方がこの助成制度を利用する場合は、宅地価格が定価から50%割引となるタイアップキャンペーンも同時に実施されます。

■助成対象者

中学生以下のお子さんがある世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯

■対象となる住宅の要件

自己の居住用の住宅で、台所・便所・浴室及び居室を有し、住宅部分の床面積が50㎡以上の新築住宅（別荘など一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除きます）

■助成要件

- 南幌町に5年以上定住する意思を持って住民登録すること
- 助成金の認定申請書の提出後1年以内に住宅の建築工事が完了すること
- 建築工事完了後、速やかに入居すること
- 町税等を滞納していないこと
- 建築した住宅の所有者であること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でないこと

■助成金額

区分		助成額
転入者	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	200万円
	限定区画以外のみどり野団地	100万円
	上記以外	50万円
既町民	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	100万円
	限定区画以外のみどり野団地	50万円
	上記以外	25万円

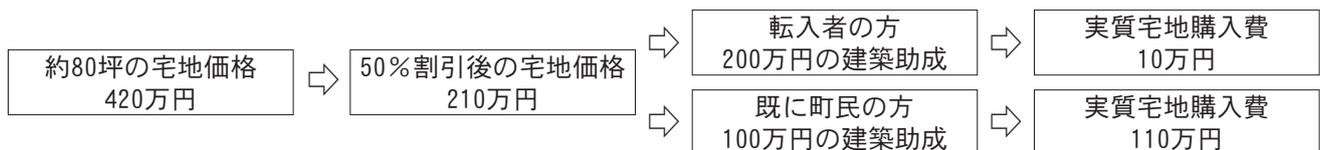
※転入者とは、転入日前に1年以上南幌町外に居住していた方のことをいいます。

※みどり野団地とは、北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地をいいます。

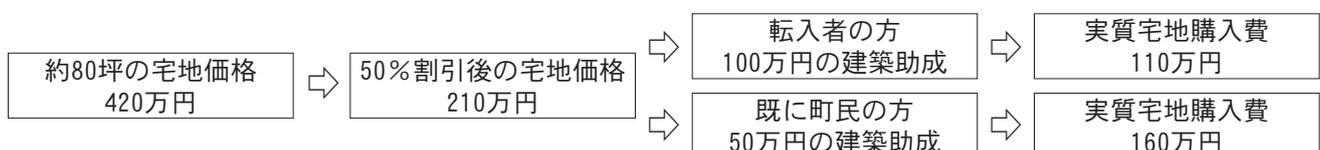
※事業予算額に達した時点で受付は終了となります。

■みどり野団地限定区画（美園4丁目）に住宅を建築した場合の参考例

注）住宅建築助成金を宅地購入費として置き換えた場合の参考例です



■限定区画以外のみどり野団地に住宅を建築した場合の参考例



※詳しくは、町ホームページの「いな暮らしナビ」をご覧ください。